

災害等廃棄物処理促進費補助金（災害廃棄物処理基金）交付要綱

（通則）

第1条 災害等廃棄物処理促進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号、以下「適化法施行令」という。）の規定及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 補助金は、特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害については、著しく異常かつ激甚な災害であり、社会的経済的影響が極めて大きいことに鑑み、被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（以下「災害等廃棄物処理事業」という。）を支援する事業の実施のため、各都道府県に基金を造成することを目的とする。

（交付先）

第3条 補助金は、環境大臣が令和3年4月1日付け環循適発第21040111号「災害廃棄物処理基金の実施について」の別紙「災害廃棄物処理基金事業実施要領」（以下「実施要領」という。）第2に定める基金の運用主体となる各都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象となる事業）

第4条 補助金は、各都道府県が実施要領第3に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、実施要領第4により算出した額の合計額とする。

（交付申請手続）

第6条 補助金の交付の申請は、各都道府県の長が様式1による交付申請書に係る書類を添えて別途定める日までに環境大臣に提出して行うものとする。

（変更交付申請手続）

第7条 補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、各都道府県の長が様式2による変更交付申請書を環境大臣に

提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 環境大臣は、第6条の規定による交付申請書又は第7条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式3による交付決定通知書を各都道府県の長に送付するものとする。

(交付の条件)

第9条 基金は、地域環境保全対策費補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は災害等廃棄物処理促進費補助金の交付を受けて造成した基金に積み増し、又は新たに造成するものとする。

2 基金は、他の基金とは別に経理するものとする。

3 基金に基づき実施する事業（以下「基金事業」という。）は、単年度事業とする。

4 災害等廃棄物処理事業において予算を繰越した場合には、3に定める実施期限の翌年度を期限とすることができる。

5 各都道府県は、補助事業完了後においても次の各号に定める条件に従わなければならない。

一 基金の運営及び管理に関する基本的事項について、補助事業完了後又は実施要領第5の6に定める基金事業実施状況を報告した後速やかに公表すること。

二 実施要領第5の6又は実施要領第8による報告に基づき基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると環境大臣が認めた場合、又は環境大臣が定めた基金事業の実施期限が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに環境大臣の指示に基づき交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を国に納付すること。

(申請の取下げ)

第10条 各都道府県は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 各都道府県の長は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式4による補助事業中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、第8条の規定により交付決定の通知を行った後、速やかに支払うものとする。

2 各都道府県の長は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様

式5による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 各都道府県の長は、補助事業を完了したとき（第11条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式6による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 環境大臣は、第13条の報告を受けた場合には、実績報告書を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式7による交付額確定通知書により各都道府県に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、各都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、各都道府県が議会の議決を必要とする場合で、かつ、本項の期限により難しい場合には、各都道府県の申請に基づき補助金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。なお、返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 環境大臣は、第11条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 一 各都道府県が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 各都道府県が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 各都道府県が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第 16 条 補助金に係る証拠書類等の管理については、予算及び決算との関係を明らかにし、これを補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(標準処理期間)

第 17 条 環境大臣は、第 6 条又は第 7 条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 18 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく変更交付申請、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 11 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 12 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 13 条の規定に基づく実績報告（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 19 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(附則)

- 1 この要綱は令和 2 年 8 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱の取扱いの詳細については、環境省環境再生・資源循環局長が別途定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の取扱いの詳細については、環境省環境再生・資源循環局長が別途定めるものとする。